

高度医療評価会議において承認された新規技術に 対する事前評価結果等について

整理 番号	技術名	適応症	医薬品・ 医療機器情報	保険給付されない 費用 ^{※1※2} （「高度医療に係る費用」）	保険給付される 費用 ^{※2} （「保険外併用療養費」）	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	事前評価		その他 （事務的 対応等）
							担当構成員 （敬称略）	総評	
044	自己培養口腔粘膜上皮細胞シート移植術	角膜上皮幹細胞疲弊症	自己培養口腔粘膜上皮細胞シート	194万円 （患者負担分は55万円）	83万円	32万5千円	北村 惣一郎	適	別紙5

※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療（高度医療）」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。